

指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定に係る  
経過報告会 …町民一丸のために… 次第

○平成 27 年 2 月 4 日 (水) 午後 7 時から  
大宮小学校 体育館

○平成 27 年 2 月 5 日 (木) 午後 7 時から  
船生東体育館 (旧船生東小学校 体育館)

○平成 27 年 2 月 6 日 (金) 午後 7 時から  
塩谷中学校 屋内運動場 アリーナ

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 経過説明

4. 反対同盟会からのお願い

5. 質疑応答

6. 閉 会

※ この報告会は町の主催で、町民のみな様に本町が指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に選定された背景やその後の経過報告等、さらに町民の連携意識の高揚を目的に行うもので、環境省が行おうとしている説明会ではありません。

## 【主な経過】

### ◆最終処分場設置の詳細調査候補地選定の背景

国は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染に対処するため、平成23年8月に放射性物質汚染対処特別措置法（通称：特措法）を公布し、放射性セシウム濃度が8千ベクレル/kg超～10万ベクレル/kg程度のものを指定廃棄物とし、国（環境省）の責任の下に処理することとされています。また、平成23年11月の閣議決定により同法の基本方針により、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定めされました。

栃木県内では、主に稲わらや牧草等の農業系副産物からなる指定廃棄物を各市町村において一時保管しており、保管がひっ迫している状況にあると言われています。

現在、県内の国有地及び県有地内に最終処分場1カ所を設置して処理するための協議が進められています。

県内には、汚染された可燃性の農林業系副産物が多量に保管されていることから、焼却による減容化・安定化を図るため、最終処分場内に仮設焼却炉を併設することとし、処分場は長期にわたり国が維持管理を行うことになっています。

最終処分場の候補地選定等にあたっては、環境省が平成25年3月に設置した有識者会議（大学教授等8名）において、処分場の選定手順、評価項目及び評価基準などを審議し同会議で了承された項目をもとに、県内市町村長の会議において論議され、相互調整しながら進められてきました。

### ◆寺島入が候補地に選定されたことへの疑問

県内に170ヶ所程ある指定廃棄物の一時保管の状況を考慮すると早急なる問題解決は必要ではあるものの、今回の環境省の候補地選定過程に幾つかの疑問な点が挙げられます。

① 市町村長会議において一方的な説明の中、採決がとられた訳でもなく、同意を得たとすること。

また、その過程の中で県民からの意見集約（パブリックコメント）を実施しておらず、民意が反映されていない。

② 水源からの距離のみを判断材料にしており、候補地のすぐ横を西荒川の源流が流れているのにもかかわらず、取水口からとして考えられていること。

③ 自然度について周辺が針葉樹林であるがすぐ下流には壮大な広葉樹林が広がり、名瀑「大滝」もあるが全く加味されていないこと。

また、前回の選定の際に加味されていた希少種の生育状況も除かれ、単なる植生自然度のみを考えるものとなっており、自然の中に生息する貴重な生物の保全に影響を及ぼすことが十分考えられる。

④ 候補地のすぐ横を流れる源流からの水は下流の荒川・那珂川流域の広大な農地に農業用水を供給しており、本町はじめ関係市町村の農業生産物、加工食品等に甚

大なる風評被害が懸念される。一方、国の風評被害に対する認識は著しく低い。

- ⑤ 仮設焼却炉を併設する計画であり、バグフィルターの性能が高いことを前面に出しているが完全ではなく、大気中に放出された焼却灰が風に乗って 360 度飛散をして周辺地域に影響を及ぼすこと。
- ⑥ 高原山は活火山であり、付近の町民の方によると火山性らしい地震が時折ある（気象庁の機器でも観測される）ものの、加味されていない。 等々

このような実情を踏まえ、環境省に対して質問書を提出しているが早急な誠意ある反映には至らず、ただ不明な点は詳細調査でという回答が多く、町民のみな様の不信感を増大させていきます。

①の市町村長会議の内容からもわかるとおり強引に同意にこじ付けられており、地元説明会で少数の方の出席で意見がない場合に同意とされることへの懸念から、早い段階で説明会には協力できない旨を表明しました。

塩谷町議会においても、詳細調査候補地選定の白紙撤回を求める意見書を決議しました。

塩谷町近隣での農産物を取り扱う JA しおのや、商工事業者を支援する町商工会、観光を振興する町観光協会、森林を整備するたかはら森林組合、県内で生活必需品を販売展開するよつば生協、西荒川ダム（東古屋湖）や荒川流域の漁場を管理する鬼怒川漁業協同組合などの各種団体から、建設反対の要望書が町に提出されています。また隣接する市町の方々から、農業や水源等への影響を懸念する声も届いています。

◆平成 26 年 7 月 30 日の選定から現在まで

平成 26 年

◇ 7 月 29 日（火） 午後 1 時頃

環境省より町長に電話

明日（30 日）、環境省副大臣が町長を訪問したい旨を伝えられる。

◇ 7 月 30 日（水）

午前 10 時 環境省副大臣来庁

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査  
候補地の選定結果、塩谷町寺島入が詳細調査候補地となった旨、町長に伝え  
られる。

午後 1 時 00 分 課長会議を開催

午後 1 時 30 分 町議会全員協議会を開催

午後 3 時 00 分 指定廃棄物の処分場の候補地選定に係る連絡会議

◇ 7 月 31 日（木）

第 5 回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議（環境省主催）

環境省：石原大臣、井上副大臣、浮島政務官、他環境省職員

栃木県：福田知事、馬場副知事、他県職員

県内全 25 市町

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査

候補地の選定結果等について

地域振興策及び風評被害対策の概要について

◇ 8 月 5 日（火）

町臨時議会

◇ 8 月 7 日（木）

処分場反対組織設立（塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会）

◇ 8 月 12 日（火）

広報しおや特別号（第 1 号）発行

◇ 8 月 15 日（金）

町が指定廃棄物処分場対策班を設置（配属 3 名）

◇ 8月 17 日 (日)

指定廃棄物最終処分場候補地の詳細調査反対と白紙撤回を求める住民集会（宮城県加美町主催）に参加

町長・副議長・他議会より 2名、反対同盟より 2名、町職員 2名参加

◇ 8月 18 日 (月)

町議会から、内閣・衆議院議長・参議院議長・環境省に候補地の白紙撤回を求める意見書を提出

◇ 8月 20 日 (水)

第1回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議

町議会より 5名、反対同盟より 5名参加、町職員 7名が傍聴

◇ 8月 21 日 (木)

町議会から、県内荒川流域等 4市 3町に国への白紙撤回意見書の提出依頼

◇ 8月 23 日 (土) ~24 日 (土)

指定廃棄物最終処分場候補地現地視察会

計 6回 車 24台 町民 148名参加

◇ 8月 25 日 (月)

井上環境副大臣 候補地現地視察後來庁

町臨時議会

候補地として不適切とし白紙撤回を求める意見書を全会一致で可決

尚仁沢湧水の保全条例制定を求める陳情について全会一致で採択

◇ 8月 26 日 (火)

日本共産党 塩川衆議院議員及び県北地区の県議会議員・市町議会議員が現地を視察

自由民主党 塩谷・日光選挙区内の県議会議員団が現地視察

◇ 8月 28 日 (木)

塩谷町指定廃棄物最終処分場調査委員会（府内組織） 第1回委員会開催

◇ 8月 31 日 (日)

指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の反対と白紙撤回を求める緊急住民集会（塩谷の未来を考える町民全員会議）開催

本県関係国会議員等を来賓に招き、参加者は予定を上回る約 2,000 人。

名譽県民で本町出身の船村徹氏も飛び入りで参加し場を盛り上げた。町長の経過説明の中で反対姿勢の大きな発信、町議会議長等の意見表明や同一歩調で連帶する宮城県加美町長のビデオレター紹介等があり、大会決議の確認、反対三唱により一致団結して対外に絶対反対・白紙撤回を訴えた。

◇ 9月 9日 (火)

さくら市農業委員会が現地視察

◇ 9月 10日 (水)

広報しおや特別号（第2号）発行

◇ 9月 12日 (金)

矢板市議会が現地視察

◇ 9月 17日 (水)

さくら市議会が現地視察

◇ 9月 19日 (金)

町臨時議会

高原山・尚仁沢湧水保全条例が全会一致で可決

(以前の自然保護のための反対運動時からの懸案事項であった条例が制定された)

公明党 輿水衆議院議員及び県議会議員が現地視察

自民党栃木県連政調会が現地視察

◇ 9月 22日 (月)

塩谷町民指定廃棄物処分場反対同盟会より栃木県知事に要望書を提出

◇ 9月 24日 (水)

栃木県知事・副知事及び栃木県指定廃棄物処分等有識者会議の委員が現地視察

県：福田知事、馬場副知事、櫻井部長、増田次長、湯澤課長 外

有識者：鈴木座長、夏秋座長代行、柿井委員、川邊委員、菊地委員、堀委員

◇ 9月 26日 (金)

栃木県町村議長会が現地視察

◇ 9月 30日 (火)

塩谷町指定廃棄物最終処分場調査委員会（庁内組織） 第2回委員会開催

◇10月 2日（木）

高根沢町農業委員会が現地視察

◇10月 3日（金）

望月義夫環境大臣宛に質問書を提出（10月3日付で郵送により提出）

◇10月 6日（月）

塩谷町民指定廃棄物処分場反対同盟会より栃木県内の県議会議員・市町長・市町議会議員あてに県民の声を聞いてほしい旨のメッセージ送付

◇10月 7日（木）

町議会による、県選出国會議員の東京事務所を訪問し要望活動

◇10月 8日（水）

みんなの党 渡辺美知太郎議員が参議院予算委員会で、本町を含む指定廃棄物処分場問題について質問。

栃木県指定廃棄物処分等有識者会議の委員が現地視察（西村委員、中村委員）

高根沢町議会が現地視察

◇10月 10日（金）

茨城県高萩市の市民団体の方々が現地視察

栃木県指定廃棄物処分等有識者会議の委員が現地視察（上杉委員、藤原委員）

広報しおや特別号（第3号）発行

◇10月 11日（土）

みんなの党 ACTION11 の議員団が現地視察

第1回指定廃棄物処分場問題に関する学習会（塩谷町主催）

講師：弁護士 中下裕子先生

出席者：町職員 42名、塩谷町議会議員 8名、同盟会 11名、一般 26名

◇10月 20日（月）

環境省 望月義夫大臣宛に公開質問書を提出（宮城県加美町長と合同）

宮城県加美町へ対しての、事前通告抜きでの調査の強行について

◇10月 29日（水）

環境省 望月義夫大臣宛に詳細調査候補地白紙撤回の「署名」を提出

反対同盟会：正・副会長、事務局長、実行委員長・同委員等

町：町長等

町内、県内市町を始め、北海道から沖縄までの方々のご賛同による  
173,573人分の署名を、清らかな自然の中の名水を源とする產品を添えて、  
「思いを受け止めてほしい」と伝え、対応された小里副大臣へ手渡した。

◇10月29日（水）

環境省 質問書への回答書を町・同盟会側で受理

(町からの10月3日付と20日付、同盟会からの10月22日付のものへの)

しかし、内容には多大なる疑問が残り、さらなる対応を求められるものとなつた。

◇11月4日（火）～5日（水）

塩谷町長が県内市町長を訪問

反対同盟会が実施した署名活動の協力に対してのお礼と、塩谷町の考え方をまとめた『塩谷町が求めるもの』を配布させていただいた。

内容は、なぜ塩谷町が指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の白紙撤回を求めているかの説明と、今後の塩谷町の方針をまとめたもの。

その中で、福島原発事故による被災者の生活再建と補償を国が真摯に早急に行い、それとともに福島第一原発周辺の放射線量を調査し、長期にわたる帰還困難地域を国が明確にすることを前提に、栃木県だけではなく他都県の指定廃棄物をはじめとした放射能を含んだ廃棄物も福島第一原発周辺の土地に集約すべきであるという方針を示した。

◇11月9日（日）

午後4時～ 塩谷町指定廃棄物最終処分場反対同盟会抗議活動（宇都宮市）

- ・デモ行進 宮の橋から県庁前まで約1,000人で行進
- ・オリオン通り 候補地PRビラの配布
- ・栃木県公館前 抗議のサイレントアピール

午後6時～ 第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議（環境省主催）

環境省：望月大臣、小里副大臣、福山政務官、他環境省職員

栃木県：福田知事、鈴木副知事、馬場副知事、他県職員

県内全25市町

指定廃棄物の処理の現状および詳細調査候補地の選定に係るこれまでの経過について

◇11月11日（火）

第2回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議

町議会議員 8 名、反対同盟会 5 名、町職員 7 名が傍聴

◇11月 22 日（土）

大滝林道クリーン作戦ハイキング（塩谷町指定廃棄物最終処分場反対同盟会主催）

一般参加者 47 名、スタッフ 10 名の計 57 名により実施

西荒川橋から豊月平放牧場をハイキングをしながら清掃活動を行い、合わせて周辺の景観を楽しみ、詳細調査候補地を視察して知識を高めた。

◇11月 24 日（日）

指定廃棄物最終処分場候補地の詳細調査反対と白紙撤回を求める住民集会（宮城県加美町主催）に参加

町長・町議会議員 4 名（総務産業建設常任委員会正副委員長ほか）、

反対同盟会 43 名、町職員 2 名

集会では候補地選定の疑問に係る講話、加美町に関わりのある方々の意見表明、さらに加美町長から、町民を始めとする方々の力により潮目（自民党の宮城県連最大会派が動き出し各県処理を見直すよう動き出したこと）が作られたとの激励の言葉により場が盛り上がった。

◇11月 28 日（金）

環境省 望月義夫環境大臣宛に質問書を提出

◇12月 5 日（金）

福田富一栃木県知事の記者会見

◇12月 25 日（木）

広報しおや特別号（第 4 号）発行

平成 27 年

◇ 1月 16 日（金）

小里環境副大臣 来庁

質問書への回答書を町が受理（町からの平成 26 年 11 月 28 日付のものに係る）

回答書の添書に説明会開催の検討のお願いの記載があるが、町長は説明会の開催については明確に拒否した。

回答書中の候補地の必要面積について、副大臣より町職員が立ち会いの下、測量をすることが提案され、会談後の会見で町長は測量に立ち会うことによる旨を発言したが、それを町民に説明したところ多くの反対・叱責あり。

◇ 1月 19日 (月)

見形町長が環境省を訪問

1月 16日の測量への立ち会いについての同意について撤回する旨を小里環境副大臣に伝えるため訪問。小里環境副大臣が不在のため、鎌形廃棄物・リサイクル対策部長に発言撤回を伝え、副大臣へ文書を渡していただくよう依頼した。

見形町長は測量により面積が満たないことが証明されれば、選定の条件違反として選定が不適切であったと主張したかったが、町民の皆様から環境省が測量のために現地に入ることは詳細調査に繋がってしまうのでは等の心配が寄せられたため、町長の『町政は主権者たる町民の意見を尊重して行う』という判断により、自らの発言を撤回することにした。

◇ 1月 22日 (木)

環境省へ同盟会による意思表明を実施

町長発言の撤回での都合の良い解釈や、町への回答書に中での詳細調査を実施すればどんな不適な条件であっても建設可能にしてしまう内容等から、現地へ立ち入ることは認めることができない旨の内容。

合わせて、表明の内容は記者会見により報道向けに発表した。

同盟会が監視活動を開始

1月 19日の町長による発言撤回後も環境省は現地測量を実施する意向であることから、警戒の意味で監視活動を開始した。

午後 1時 10分頃、環境省の職員が道路状況を確認に現地入りしようとしたところを監視していた同盟会役員が確認して、事情を説明し、帰っていました。

そのこともあり、午後 4時に同盟会本部緊急役員会議を開催し、各行政区協力による輪番制について審議した。

◇ 1月 26日 (月)

1月 23日付の環境省よりご質問に対するご説明について（依頼）の文書が届く

- ①バグフィルターの詳細な稼働実績等、1月 16日に回答できなかつことを、近日中に塩谷町を訪問し説明させてもらいたい。
- ②塩谷町の町当局、議会及び町民に説明の場をいただきたい。  
塩谷町が行う町民向け説明会で説明の場をいただけないか。

◇ 1月 27日 (火)

環境省へご質問に対するご説明について回答を送付

- ①文書による回答で十分である旨を回答
- ②報告会への参加については時間的な制約もあり無理であるとの回答

◇ 1月 30 日 (金)

環境省より現地確認実施の連絡文書がメールで届く・同時に報道向けにも提供

- ①2月 2日 (月) 午後 1時 30分から行いたい旨の内容

環境省から町への現地確認実施の連絡により、反対同盟会が環境大臣あてに抗議文を提出

①同盟会の意志表明も無視され、環境省が言う「丁寧」とかけ離れていることと、2月 11日の町制施行 50周年を迎える矢先の強行的な姿勢への抗議  
町医師会・町歯科医師会から県知事あてに質問書を提出

①周辺の自然環境が豊かで希少生物も生息する中での自然破壊への懸念  
②白紙撤回を求める署名（10月の環境省提出時 173,573人分）の意味  
③平成 26 年 11 月の県医師会・県都市医師会・大学医師会による「美しい自然と清らかな水を守るしおや宣言」の承認に関し「医師会は誤解している」という発言での、誤解の意味の確認 等

◇ 2月 2日 (月) 午後 1時頃

環境省職員が来町（詳細調査候補地への入口林道へ）での阻止活動

(同盟会による抗議活動 延 850 人)

- ①林道入口での 400 人態勢の封鎖抗議
- ②玉生地区北部の通過ルート沿線での 450 人態勢の抗議アピール

同盟会長より、町長・町議会議長立ち合いのもと、どんな調査でも詳細調査に繋がるとして丁重に進入をお断りし、お帰りいただいた。

今後も、町民のみな様には多大なご苦労をお掛けしますが、町・町議会・町指定廃棄物最終処分場反対同盟会が一丸となりこの状況を乗り越えていかねばなりませんので、一層のご協力をお願いいたします。

## 【選定手法について】

国（環境省）は詳細調査候補地選定の手法や評価基準＝ローカルルールを設定するにあたって市町村長会議での意向に基づいて国が決定し、選定したとされています。

このローカルルールは、地域を踏まえてのものであり、各県によつて違うものとなっています。しかし、会議は環境省により一方的に進められ、採決も一切行われておらず、意見がなければ決議という結論付けであります。（首長は他市町への配慮もあり、発言も多くなかつたのではないか。）

会議では、当初は県外論等の意見もありましたが押し切られて、県内論で進められることになつています。評価項目も前回の矢板市が選定された16項目から4項目に大幅に削減され、その中で生活空間との距離、水源からの距離、自然度、指定廃棄物の保管状況での加点方式をとられており、指定廃棄物の保管状況では前回評価より重み付けが軽減（保管量を1/2で評価）されています。

前回は国有地のみでしたが、今回は対象が広げられて国有地・県有地となっています。民有地も選定の視野に置くかどうかについては、直接意見しにくいところから環境省で首長アンケートを実施しましたが、各市町内の国有地・県有地の分布に違いがあり、分布の少ない県南はあえて民有地は選択せず、支障が少ない国有地・県有地の選択を誘導することに繋がったものと思われ、アンケートの設問に問題があつたことも指摘されています。このことにより、前回の候補地である矢板市の塩田も含まれているものの、本町の寺島入が最高得点ということで選定されました。国の方針かつ強引な進め方、自然環境豊かな現地の状況（全国名水百選「尚仁沢湧水」から約4キロ）や、那珂川水系の荒川源流の支流がすぐ横を流れる等の下流域への懸念、そして世界遺産を有する日光市に近接するといった地理的条件もまったく考慮せずに選定している状況からも大変疑問視されるものとなっています。

## 【環境省の姿勢】

町は、選定への疑問を質問書で投げかけていますが、不明な点は「詳細調査で行う」の一点張りでこちらが求める回答を得られていません。

過日の回答では、詳細調査は「市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面では支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることを確認するために行う」とあり、詳細調査を実施さればどんなに不適な条件があつても建設可能にしてしまうともともどれる内容であり、そのことも町民のみな様の不信感を増大させる要因となっています。

過日、町長は面積要件に関して、必要面積である2.8ヘクタールの満たなければ選定自体が無効になると見え、環境省の現地測量の提案に一度は同意したものとの、みな様からの環境省への多大なる不信感でのご意見や回答内容を踏まえて、発言を撤回したところであります。

町長が発言を撤回しても、環境省単独で測量を行う姿勢を貫いており、以前より一層不信感を増大させている反対同盟会による意志表明・候補地入り口の林道での監視に至っています。

## 【詳細調査とは】

最終処分場としての必要な対策を検討し、安全面で支障がないこと、事業実施の観点から施工が可能かを確認するため、候補地の詳細調査を行おうとしています。

〔主な内容〕…現時点で公表されているもの

- 地盤調査として、地表及び地質調査、ボーリング調査、地下水調査、弹性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等の実施。
  - アクセス調査として、施設への運搬車両のアクセス性を目的として、既存道路状況やアクセスマップ道路のルートの調査を実施。
  - 土地の権利関係等として、候補地及び周辺の土地所有者、土地使用者等の確認と関係法令の手続きの調査の実施。
- これらは、地元住民へ親切丁寧な説明を行い、了解を得た後で行うとされていますが、先の宮城県加美町のように何の説明もなく強行した経過もあり安心できません。

町を守るため、反対同盟会・町・町民のみな様が一致団結・連携していくことが求められているのです。